

米国における外国企業に対する調整表開示規制*

—— IAS 受入れの可能性について ——

粥 川 和 枝

In the case of foreign listed companies using International Accounting Standards (IAS), the U. S. Securities and Exchange Commission (SEC) requires a report on Form 20-F, which contains a reconciliation of IAS earnings to the earnings that would have been reported under U. S. GAAP. This paper provides a quantitative analysis of how differences between U. S. GAAP and IAS can impact on the earnings of foreign listed companies. These results have shown that in terms of the concept of materiality it seems unlikely that many of these differences will have an impact on the reported earnings of these companies. The gap found between the reported earnings under IAS and those restated under U. S. GAAP is less than the gap between U. S. GAAP and U. K. GAAP. In October 2002, the Financial Accounting Standards Board (FASB) and International Accounting Standards Board (IASB) have issued the Norwalk Agreement, which makes a significant step toward formalizing their commitment to the convergence of U. S. GAAP and IAS. This paper will argue that the SEC will likely accept foreign listed companies to use IAS without a reconciliation to U. S. GAAP in the near future.

1. はじめに

企業による国際的な資金調達や事業活動等が活発化するなか、各国の資本市場においては、自国の企業以上にいかに外国企業の上場を勧誘し、自らの市場をより発展させるかが大きな課題になってきている。

ニューヨーク証券取引所 (New York Stock Exchange : NYSE) に上場している外国企業数は、1993年当時は165社であったのが、2003年には467社までになっている¹⁾。ナスダック (National Association of Securities Dealers Automated Quotations : NASDAQ) の場合も、最近では1997年をピークに減少してきているものの、全体的には、1980年代後半と比べると、1990年代に

入ってからは増加傾向にあるといえる。米国市場における資金調達では、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission : SEC) は、外国企業に対して米国基準に完全に準拠した財務諸表の作成・開示を要求している。また、各企業の本国の基準による場合には、米国基準との重要な相違に関して数値を用いて表示する調整表の作成・開示を条件としており、基本的には米国基準に準拠する場合と変わらないといえる。ただし、カナダ企業に対してだけは、米国・カナダ間の相互承認開示制度 (Multijurisdictional Disclosure System : MJDS) にもとづき²⁾、年次報告書についてはカナダ本国の基準によることを認めている。

このように、米国においては、カナダ以外

*論文審査受付日：2003年5月14日。採用決定日：2004年6月3日（編集委員会）

の外国企業に対して、自国企業に対するのと同等の開示を要求している。この場合、形式的には外国企業と自国企業との間に平等が保たれるが、実質的には外国企業に二重の開示負担がかかることになる。わが国においては、1977 年以降に SEC 登録を行ったトヨタ自動車や NTT 等、二重負担を負ってきた企業の要請を受け、2003 年 3 月期から、SEC 登録企業に証券取引法上の連結財務諸表作成基準として米国基準を認めることとなった³⁾。また、2002 年 11 月には、商法施行規則改正案が公表され、これら企業の米国基準による連結財務諸表を連結計算書類としても適用できるとした。この二重開示の問題は、企業の負担となるだけでなく、異なる 2 つの財務諸表数値が公表されることになり、投資者に対しても投資判断の混乱を引き起こす恐れがあると指摘されている⁴⁾。

しかしながら、このように外国企業に対して米国企業と完全に同等の開示を求めるという方針を示す一方で、米国では、これまでその方針にいくつかの例外も認めてきている。その背景には、証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions : IOSCO) や 国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee : IASC) による 国際会計基準(International Accounting Standards : IAS)の精緻化に向けた活発な活動があり、資本市場におけるリーダーとしての地位を米国が守るためには、IAS に対して前向きに対応していかなければならなくなったことがあるといえる。

欧州連合 (European Union : EU) においては、EU 市場の全上場企業に対して、2005 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、連結財

務諸表の作成に IAS の使用を義務づける準備が進められている。また、ロシア連邦では 2004 年、オーストラリアでは 2005 年、そして中国や韓国等でもほぼ同時期に IAS に移行すると言われている。これが実現されると、企業による IAS 使用は飛躍的に増大し、米国基準をしのぐことになる。このため、米国においては、外国企業の IAS 採用について、調整表の作成・開示要件なしで受入れるかどうか、早急に結論を出すよう迫られている。米国における IAS 受入れの動向が、わが国をはじめ他の国々に非常に大きな影響を及ぼすことになることはいうまでもない。

そこで、本稿では、まず、米国において外国企業に対する調整表開示規制が現在までどのように展開されてきたか、IAS との関係を中心に概観する。そして、今後の米国における外国企業による IAS 採用の受入れの可能性をさぐるため、米国基準と IAS の相違による利益数値への影響についての分析を行う。

2. 外国企業に対する調整表開示規制の展開

現在の米国における外国企業開示規制の原型となる様式は、1979 年に SEC により制度化された Form 20-F による。その後、1981 年に改訂された Form 20-F の財務諸表要件は、第 17 項・第 18 項において規定されることとなった。財務諸表要件としてこれら 2 項を規定した理由には、定量化 (Quantification) について明示することにより、調整 (Reconciliation) の意味をより明確にすることが含まれていた。すなわち、財務諸表を作成する際に用いた本国基準と米国基準との間の重大な相違については、例示された調整

米国における外国企業に対する調整表開示規制

表をもとに定量化しなければならないことが明文化されていた⁵⁾。この第17項と第18項の規定により、以前は米国基準と本国基準の相違を言葉で説明することが要求されていたものが、米国基準への遵守ないし調整を行うことが要求されることになり、それまで本国開示情報を広く認めてきたSECの政策を一転させ、原則として外国企業にも米国基準による情報開示を要求することとなった。

1980年代の後半になると、米国株式市場全体に低迷がみられ、NYSE等により様々な活性化の途が模索された。このような状況のなか、SECは、1990年代前半に、次のような一連の外国企業に対する財務諸表開示規制の緩和政策を実施し、外国企業の呼び寄せが図られた。

- (1) 第17項による場合の調整要件の緩和
第17項によるForm 20-Fの場合、米国基準にはあるが本国基準にはないという項目については、調整において数値で乖離を示す必要はない。
- (2) 新規上場企業に対する調整要件の緩和
新規上場する外国企業は、過去2会計年度分の財務諸表についてのみ調整すれば足りる。
- (3) IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に準拠して作成したキャッシュ・フロー計算書の容認
IAS第7号に準拠して作成したキャッシュ・フロー計算書については、米国基準との調整は不要である。
- (4) IAS第21号「外国為替の影響」・第29号「超インフレ経済下の財務報告」に従った会計処理の容認
財務諸表に用いる通貨を原則として適宜選択可能とし、超インフレ経済下で事業

を営む多国籍企業に対しIASに従った会計処理を認める。IASが全ての期間に一貫して適用されることを条件に、米国基準への調整要件を撤廃する。

- (5) 重要な被買収事業及び持分被保有会社に対する調整要件の緩和
重要な被買収事業及び持分被保有会社（50%以下の持分を有する会社）に対して要求される個別財務諸表について、小規模のものに関しては米国基準への調整は不要である。
- (6) 合併事業の会計処理に関する調整要件の緩和
合併事業への投資について、比例連結を用いた会計処理を行っている場合、米国基準で要求される持分法処理への調整は不要である。
- (7) IAS第22号「企業結合」に従った会計処理の容認
企業結合の会計処理について、プーリング法の適用、及び暖簾の償却をIASに従って行っている場合、米国基準との調整は不要である。

このように、一連の外国企業に対する開示規制緩和を通して、米国基準とは異なる4つのIAS第7号、第21号、第22号、第29号の利用が認められることとなった。特に、1994年に調整表開示規制を課すことなくIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」を容認したことは、SECが初めて外国企業に対して米国基準以外の基準を用いることを認めたという象徴的な意味を持つ。

SECは、1987年頃から、IOSCOを通じてIASCとの共同作業を進めており、また1988年以来、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）も、

諮問グループのメンバーとして IASC に参加してきた。そして、1989 年には、IASC は公開草案第 32 号「財務諸表の比較可能性」を公表し、1990 年には趣旨書「財務諸表の比較可能性」として承認された。SEC は、財務諸表の比較可能性という点から、4 つの IAS を容認したということである。すなわち、調整表がなくても米国投資家に十分有用な情報提供が可能であり、また財務諸表の比較可能性にも重大な影響を及ぼさないと考えられた。

このように、SEC は 4 つの IAS を容認したわけであるが、この時点においては、SEC が今後、外国企業による IAS 採用を全面的に受入れていくということを示唆したものではありません。その後の IOSCO の行動をみても明らかである。

IOSCO は、1994 年後半から、非財務情報すなわち財務諸表以外の部分の開示内容を国際的に統一しようとするプロジェクトを本格的に開始した。まず、各国における開示制度の比較を行い、グローバル・スタンダードとしての開示の在り方が検討された。約 4 年間にわたる検討の結果、1998 年に、「多国間公募及び上場円滑化のための開示基準 (International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers)」を総会において承認し、公表した。これは、国際市場での持分証券の募集・売出しによる資金調達の際に作成される、目論見書等における財務諸表以外の部分にかかわる開示内容を定めたものである。この基準は外国企業による多国間公募等においてのみ承認されたものであるが、IOSCO は、国内企業のための基準変更を検討している国についても参照すべきとしている。この IOSCO の開示基準との整合性を図るべく、米国では

SEC により Form 20-F の見直しが実施され、2000 年から改訂 Form 20-F が外国企業の開示規制に適用されることとなった。

さらに、2000 年 5 月、IOSCO は、IASC による 30 のコア・スタンダードの評価を完了し、その結果、外国企業が多国間公募や上場に当たって財務諸表を作成する際、これら IASC 2000 年基準及び補足的処理法を採用することを認めるよう、IOSCO のメンバー各国に対して勧告を行った。IASC 2000 年基準の承認に際して、SEC は、一部の基準について未解決の重要な問題がまだ残っていると、補足的処理を求めた。これは、米国基準と IASC 2000 年基準とが異なる場合には、SEC は、外国企業に対して自国基準への調整や追加的な情報等を求めることができるとするものである。

このように、SEC は、IASC 2000 年基準の承認を通じて、IASC に今後解決していかなければならない問題点をかえって指摘することになった。そして、SEC 自身も、この IASC 2000 年基準の承認により、外国企業が IAS に基づいて作成した財務諸表を米国市場へ受入れるべきかどうかの選択を迫られることとなったのである。

IASC のコア・スタンダードは、1998 年 12 月にはおおむね完成されており、2000 年 2 月に、SEC は、「国際会計基準 (International Accounting Standards)」と題する Concept Release を公表している。これは、コア・スタンダードを評価するため、各界から意見照会することを目的としたものである。より端的には、SEC にとってこの Concept Release は、Form 20-F において調整表の作成・開示を求めることなく、米国資本市場において IAS を受入れるかどうかということがその

中心的課題であったといえる。この Concept Release に設定された 26 の質問事項は、(1) IAS の評価基準と(2)多国間公募及び上場において IAS を承認するために可能なアプローチから構成されており、この(1)・(2)両方で外国企業に対する調整表作成・開示要件の問題に関連する質問が多くみられた。

米国内の代表的な機関も、この Concept Release に対してコメントを寄せている⁹⁾。米国会計学会 (American Accounting Association : AAA) は、以前から、SEC は当面の間、調整表作成・開示要件を継続し、この現行の要件を改善する方向で再検討を行っていくべきとしていた。したがって、このコメント・レターにおいても、SEC による調整表作成・開示要件に基づく情報は、米国投資者にとって株式リターンまたは株価との関連性において統計的有意性があると述べている。最終的に、調整表作成・開示要件は SEC が IASC のプロセスを承認した後、またグローバルな財務報告のインフラの基礎的要素が整った後、廃止されなければならないとしている。

FASB 及び財務会計財団 (Financial Accounting Foundation : FAF) によれば、米国において IAS を使用して作成された財務諸表を受入れる場合には、米国基準への完全な調整の要求を継続しなければならないとしている。現行の調整表作成・開示要件の存続を主張する論拠として、収斂や比較可能性といった点をあげている。すなわち、要件の廃止により、収斂に向けた努力を行うべき領域を識別したり、優先順位を付けたりするための重要な情報源がなくなるなどと指摘している。また、比較可能性については、たとえ IAS と米国基準が同等な質があると判断されても、要件の廃止は米国投資者にコストの

増大をもたらすことになるとしている。

米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants : AICPA) は、個々の IAS は高度な質を有しているが、IAS 全体としては、米国基準への調整なしで多国間での届出書に使用できるほど高度な質を有しているとは考えられないとコメントしている。また、IAS と米国基準との間には多くの相違がみられるため、現行の米国基準への調整表作成・開示要件は、米国投資者を保護する役割を十分果しており、これら 2 つの基準を将来一つに収斂するための促進剤になる可能性もあると述べている。外国企業の財務報告書の透明性・比較可能性を確保するために、調整表作成・開示の在り方を絶えず改善しながら、この要件を引き続き要求していくべきであると結論している。ただし、特定の IAS ごとに米国基準への調整の必要性の有無を決めることについては、財務諸表の比較可能性の点から認めるべきでないとしている。

以上のように、この時点においては、米国内の主要な代表機関は、Form 20-F における調整表作成・開示要件の存続を肯定していた。しかしながら、一方で、投資管理調査協会 (Association for Investment Management and Research : AIMR) 等は、IAS は、調整表がなくとも外国企業が使用することを SEC が容認できるほど満足な質を有しているとし、調整表作成・開示要件の存続に否定的な意見を示していた。また、この Concept Release に寄せられたコメント・レター全体をみても、Form 20-F における調整表作成・開示要件の存続・廃止問題に関連する意見が大半となっており、調整表情報の有用性についての意見は約 3 分の 2 が否定的なもので

あった。

米国におけるこれまでの外国企業開示規制の変遷と IAS 受入れに対する意見等を踏まえると、今後の米国における外国企業開示規制に対する IAS 受入れの可能性については、① 現行どおりの調整表作成・開示要件を存続する、② 特定の IAS を承認し、それらについては調整要件を廃止する（それ以外の部分には現行の調整要件を存続する）、③ 調整表作成・開示要件を全面廃止するという 3 つの方向が考えられる。

3. 外国企業開示規制への IAS 受入れの可能性

(1) 会計基準の相違に関する比較指数

米国における外国企業開示規制の今後の進むべき方向を明らかにするため、米国基準と IAS の相違による利益数値への影響についての分析を行い、IAS 受入れの可能性をさぐることにする。

会計基準の相違に伴う利益数値への影響の検討については、1980 年にグレイ (Gray, S. J.) によって保守主義指数が示されている⁹⁾。1998 年のウィートマン (Weetman, E. A. E.)、ジョーンズ (Jones, C. A.) 及びグレイによる研究⁹⁾においては、米国基準を基準として用い、英国基準によって報告された英国企業の利益と米国基準に準拠して調整されたそれらの利益との関係について評価を行っている。保守主義は測定実務に影響を与える主要な要因の一つと考えられるため、英国基準による利益数値と米国基準による利益数値の関係を、保守主義の相対的な程度によってとらえようとするものである。しかしながら、この指数は、測定実務がより保守的であるかない

かということを明らかにすることに重点を置いているのではなく、むしろ会計基準の相違が測定に与える影響の比較を行うために示された指数であるといえる⁹⁾。

1980 年にグレイによって示された保守主義指数の公式は、次のとおりである¹⁰⁾。

$$1 - \frac{(\text{調整利益} - \text{報告利益})}{|\text{調整利益}|}$$

米国基準と英国基準の相違による影響を比較する場合は、その指数は次のような公式となる。

$$1 - \frac{(\text{米国基準による利益} - \text{英国基準による利益})}{|\text{米国基準による利益}|}$$

比較指数が 1 より大きい場合は、英国基準によって報告された利益の方が、米国基準によって調整された利益よりもより大きい（より保守的でない）ということの意味する。あるいは、英国基準による損失が米国基準による損失より小さいということである。反対に、比較指数が 1 より小さい場合は、英国基準によって報告された利益の方が、米国基準によって調整された利益よりもより小さい（より保守的である）ということの意味する。あるいは、英国基準による損失が米国基準による損失より大きいということである。1.0 が中立比較指数とされ、指数が 1.0 に近づくほど会計基準の相違による影響は小さく、遠ざかるほど影響は大きいといえる。

このような総合比較指数に加え、次のような部分比較指数により、項目別に示された部分的調整利益の相対的な影響についても明らかにしている¹¹⁾。

$$1 - \frac{\text{部分的調整利益}}{|\text{米国基準による利益}|}$$

本研究では、この比較指数を用いて、米国基準と IAS の相違による利益数値への影響について検討を行った。米国基準を基準とし、

米国における外国企業に対する調整表開示規制

IAS によって報告された利益と米国基準に準拠して調整されたその利益との関係について評価を行った。したがって、米国基準とIAS の場合では、次のような公式となる。

$$1 - \frac{(\text{米国基準による利益} - \text{IAS による利益})}{|\text{米国基準による利益}|}$$

(2) 米国基準とIAS の相違による利益数値への影響

1998 年のグレイ等による研究では、1988 年と 1994 年の両時点で SEC に Form 20-F を提出している英国企業のうち、米国基準への調整表作成を行っている 25 社を分析対象企業とした¹²⁾。本研究において対象とした企業は、1999 年・2000 年・2001 年に IAS に準拠して財務諸表を公表している企業うち、Form 20-F において米国基準への調整表を作成している企業である。IASB のウェブ・サイトと NYSE 及び NASDAQ のウェブ・サ

イトを照らし合わせて選び出された該当企業は全部で 14 社であり、その中でも Form 20-F が入手可能でさらに調整表の作成を行っている企業 9 社を取り上げた¹³⁾。その結果については、次のようにグレイ等の研究と比較・分析を行っている。

① 利益調整項目

表 1 においては、項目別に利益調整企業数とその平均比較指数が示されている¹⁴⁾。利益調整項目は、グレイ等の項目と同様の分類となっている。その他の項目の中では、ストック・オプションが最も多く、他にも連結財務諸表、偶発債務、廃止事業等の項目が今回はみられた。その他の項目を除いては、暖簾、繰延税金、年金/退職後給付、金融商品の項目が、1999 年から 2001 年における米国基準による利益と IAS による利益の相違の要因として最も多く報告された。

表 1 項目別利益調整企業数及び平均比較指数 (米国基準—IAS)

| 利益調整項目 | 1999 | | 2000 | | 2001 | | 1999-2001 | |
|---------------|------|------|------|------|------|------|-----------|------|
| | 企業数 | 平均 | 企業数 | 平均 | 企業数 | 平均 | 企業数 | 平均 |
| 総合 (当期純利益) | 8 | 1.21 | 8 | 1.21 | 8 | 1.17 | 24 | 1.20 |
| 暖簾 | 6 | 1.12 | 7 | 1.13 | 8 | 1.06 | 21 | 1.10 |
| 繰延税金 | 8 | 0.93 | 8 | 0.97 | 8 | 0.97 | 24 | 0.95 |
| 年金/退職後給付 | 7 | 1.02 | 8 | 1.03 | 8 | 1.02 | 23 | 1.02 |
| 資産/費用 | 5 | 1.00 | 6 | 1.03 | 6 | 1.06 | 17 | 1.03 |
| 取得原価/再評価資産 | 1 | 1.01 | 2 | 1.01 | 2 | 1.01 | 5 | 1.01 |
| 無形固定資産 (暖簾以外) | 0 | | 0 | | 1 | 1.00 | 1 | 1.00 |
| リストラクチャリング | 3 | 1.25 | 3 | 1.02 | 2 | 1.01 | 8 | 1.11 |
| 外貨換算 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 金融商品 | 7 | 1.05 | 9 | 1.02 | 9 | 1.04 | 25 | 1.03 |
| リース | 2 | 1.03 | 1 | 1.10 | 1 | 1.05 | 4 | 1.05 |
| 収益認識 | 0 | | 2 | 1.03 | 2 | 1.00 | 4 | 1.01 |
| 異常項目 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| その他 | 6 | 1.03 | 9 | 1.03 | 9 | 1.03 | 24 | 1.03 |

以下の外れ値は平均比較指数計算から除外：

- ・Allianz (2000年度の総合比較指数及び繰延税金部分比較指数)
- ・Allianz (2001年度の総合比較指数及び繰延税金部分比較指数)

表 2 のグレイ等の 1988 年及び 1994 年両方の結果においても、暖簾、繰延税金、年金/退職後給付については、米国基準による利益と英国基準による利益の相違項目として最も多く報告されている。また、1988 年と 1994 年の結果では、全体的な傾向としてはあまり大きく変わっていないようである。ただし、1994 年における年金/退職後給付の調整企業数については 1988 年と比べ増加傾向がみられるが、これは 1994 年に退職後給付（年金以外）に関する調整が年金費用の調整に新たに追加されたためである。

さらに、1994 年には、リストラクチャリングの処理費用増大に伴いリストラクチャリング項目が新たに出現し、一方、異常項目に関してはみられなくなっている。異常項目については、米国基準—IAS 間の相違としてもみられなかった。米国基準—英国基準間の相違

項目としてみられた外貨換算に関しても、米国基準—IAS 間ではみられなかった。

② 総合比較指数（当期純利益）

表 3 は、米国基準—IAS について、各企業の当期純利益に関する比較指数の分布状況を示したものである。投資家の意思決定に与える影響という観点から、IAS による利益と米国基準による利益の相違の重要性に関して、相違が ± 5 % 以内の場合、± 10 % 以上の場合、5 % から 10 % の間の場合に分けて考えられている。

表 4 のグレイ等の分布状況では、大部分の企業において米国基準による利益より英国基準による利益の方が大きくなっており、相違が 10 % 以上大きい企業が 1988 年では 13 社、1994 年では 17 社となっている。

また、今回もグレイ等と同様に、1999 年か

表 2 項目別利益調整企業数及び平均比較指数（米国基準—英国基準）

| 利益調整項目 | 1988 | | 1994 | |
|--------------|------|------|------|------|
| | 企業数 | 平均 | 企業数 | 平均 |
| 総合（当期純利益） | 25 | 1.17 | 25 | 1.25 |
| 暖簾 | 24 | 1.13 | 23 | 1.21 |
| 繰延税金 | 22 | 1.06 | 23 | 1.00 |
| 年金/退職後給付 | 10 | 1.01 | 19 | 1.02 |
| 資産/費用 | 14 | 0.98 | 14 | 1.12 |
| 取得原価/再評価資産 | 13 | 0.95 | 18 | 0.98 |
| 無形固定資産（暖簾以外） | 3 | 1.08 | 5 | 1.34 |
| リストラクチャリング | 0 | | 5 | 0.80 |
| 外貨換算 | 5 | 1.00 | 4 | 0.94 |
| 金融商品 | 2 | 1.26 | 4 | 0.98 |
| リース | 2 | 1.05 | 4 | 1.16 |
| 収益認識 | 3 | 1.02 | 3 | 0.95 |
| 異常項目 | 12 | 0.95 | 0 | |
| その他 | 5 | 1.01 | 13 | 0.98 |

以下の外れ値は平均比較指数計算から除外：

- ・ IGI Group plc (1994年度の総合比較指数及び年金/退職後給付部分比較指数)
- ・ WPP Group plc (1994年度の総合比較指数及び暖簾償却部分比較指数)

出所：Weetman, Jones, Adams and Gray (1998), p. 196

米国における外国企業に対する調整表開示規制

表3 当期純利益の比較指数分布（米国基準—IAS）

| 重要性 | 比較指数 | 1999 | 2000 | 2001 | 1999-2001 |
|--------------------------------|-----------|------|----------|------|-----------|
| IAS 利益への調整が米国基準利益の-10%以上の場合 | ≤0.90 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の-5%から-10%の場合 | 0.91-0.94 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の±5%以内の場合 | 0.95-1.04 | 3 | 3 | 2 | 8 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の+5%から+10%の場合 | 1.05-1.09 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の+10%以上の場合 | ≥1.10 | 4 | 4 | 4 | 12 |
| 合計 | | 8 | 8 | 8 | 24 |
| 範囲（外れ値以外）：最低指数 | | 0.81 | 1.02 | 0.87 | 0.81 |
| 最高指数 | | 2.27 | 1.76 | 1.54 | 2.27 |
| 以下の外れ値は表12の t 検定実施前に除外： | | | | | |
| 企業名 | 外れ値 | 年度 | 要因 | | |
| Allianz | 0.53 | 2000 | 繰延税金調整額大 | | |
| Allianz | 0.38 | 2001 | 繰延税金調整額大 | | |

表4 当期純利益の比較指数分布（米国基準—英国基準）

| 重要性 | 比較指数 | 1988 | 1994 |
|--------------------------------|-----------|------|----------|
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の-10%以上の場合 | ≤0.90 | 5 | 4 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の-5%から-10%の場合 | 0.91-0.94 | 1 | 1 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の±5%以内の場合 | 0.95-1.04 | 3 | 2 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の+5%から+10%の場合 | 1.05-1.09 | 3 | 1 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の+10%以上の場合 | ≥1.10 | 13 | 17 |
| 合計 | | 25 | 25 |
| 範囲（外れ値以外）：最低指数 | | 0.65 | 0.75 |
| 最高指数 | | 1.79 | 2.76 |
| 以下の外れ値は表13の t 検定実施前に除外： | | | |
| 企業名 | 外れ値 | 年度 | 要因 |
| ICI Group plc | 3.36 | 1994 | 年金調整額大 |
| WPP Group plc | 10.77 | 1994 | 米国基準利益額小 |

出所：Weetman, Jones, Adams and Gray (1998), p. 197.

ら2001年の間において、大部分の企業が米国基準による利益よりIASによる利益が大きくなっており、10%以上大きい企業が延べ12社となっている。1.0の中立指数の周辺にも8社と、次に多くなっている。

さらに、表12(14頁参照)では、前記の表1における比較指数の平均値各々についてt検定を実施した結果を示している。t検定の結果、今回の1999年から2001年における当期純利益調整項目24の平均比較指数は、1.20と1.0よりも5%水準で有意に大きくなっている。表13(15頁参照)にみられるように、グレイ等による1994年の当期純利益の平均比較指数は1.25であり、米国基準と英国基準との相違よりも、米国基準とIASの相違による利益への影響の方が小さいといえる¹⁵⁾。

③ 部分比較指数

部分比較指数については、表1において、米国基準とIASの相違項目として最も頻繁に報告された暖簾、繰延税金、年金/退職後給付、金融商品の4つを取り上げる。

まず、暖簾については、今回もグレイ等の

分析の場合と同様、償却の問題に関連する調整が中心となっていた。表5と表6は、各企業の暖簾比較指数の分布状況を示したものである。グレイ等では、英国基準利益の調整額が米国基準利益の10%以上大きい企業が1988年では10社であったのが、1994年には14社と増加している。今回は、1999年から2001年の間において、1.0の中立指数の周辺に延べ9社と一番多く、次に多いのが10%以上大きい企業で延べ7社となっている。

さらに、表12のt検定の結果については、今回の1999年から2001年における暖簾調整項目21の平均比較指数は、1.10と1.0よりも有意に大きくなっている。表13においてみられるように、グレイ等による1994年の暖簾の平均比較指数は1.21であり、米国基準と英国基準よりも米国基準とIASの相違による影響の方が小さいといえる¹⁶⁾。

次に、繰延税金に関しては、表7と表8において各企業の繰延税金比較指数の分布状況が示されている。今回及びグレイ等とも、1.0の中立指数の周辺に比較指数の分布が集中している。さらに、今回については、IAS利益

表5 暖簾の比較指数分布(米国基準—IAS)

| 重要性 | 比較指数 | 1999 | 2000 | 2001 | 1999-2001 |
|-------------------------------|-----------|------|------|------|-----------|
| IAS利益への調整が米国基準利益の-10%以上の場合 | ≤0.90 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| IAS利益への調整が米国基準利益の-5%から-10%の場合 | 0.91-0.94 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| IAS利益への調整が米国基準利益の±5%以内の場合 | 0.95-1.04 | 3 | 2 | 4 | 9 |
| IAS利益への調整が米国基準利益の+5%から+10%の場合 | 1.05-1.09 | 0 | 2 | 1 | 3 |
| IAS利益への調整が米国基準利益の+10%以上の場合 | ≥1.10 | 2 | 3 | 2 | 7 |
| 合計 | | 6 | 7 | 8 | 21 |
| 範囲：最低指数 | | 0.89 | 1.01 | 0.83 | 0.83 |
| 最高指数 | | 1.60 | 1.38 | 1.50 | 1.60 |

米国における外国企業に対する調整表開示規制

表6 暖簾の比較指数分布（米国基準－英国基準）

| 重要性 | 比較指数 | 1988 | 1994 |
|------------------------------------|-----------|------|----------|
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の －10%以上の場合 | ≤0.90 | 0 | 0 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の －5%から－10%の場合 | 0.91-0.94 | 0 | 0 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の ±5%以内の場合 | 0.95-1.04 | 12 | 8 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の +5%から+10%の場合 | 1.05-1.09 | 2 | 1 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の +10%以上の場合 | ≥1.10 | 10 | 14 |
| 合計 | | 24 | 23 |
| 範囲（外れ値以外）：最低指数 | | 1.00 | 0.95 |
| 最高指数 | | 1.78 | 2.30 |
| 以下の外れ値は表13のt検定実施前に除外： | | | |
| 企業名 | 外れ値 | 年度 | 要因 |
| WPP Group plc | 9.02 | 1994 | 米国基準利益額小 |

出所：Weetman, Jones, Adams and Gray (1998), p. 198

表7 繰延税金の比較指数分布（米国基準－IAS）

| 重要性 | 比較指数 | 1999 | 2000 | 2001 | 1999-2001 |
|------------------------------------|-----------|------|----------|------|-----------|
| IAS 利益への調整が米国基準利益 の－10%以上の場合 | ≤0.90 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益 の－5%から－10%の場合 | 0.91-0.94 | 2 | 1 | 2 | 5 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益 の±5%以内の場合 | 0.95-1.04 | 4 | 6 | 6 | 16 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益 の+5%から+10%の場合 | 1.05-1.09 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益 の+10%以上の場合 | ≥1.10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 8 | 8 | 8 | 24 |
| 範囲（外れ値以外）：最低指数 | | 0.71 | 0.87 | 0.93 | 0.71 |
| 最高指数 | | 1.01 | 1.01 | 1.00 | 1.01 |
| 以下の外れ値は表12のt検定実施前に除外： | | | | | |
| 企業名 | 外れ値 | 年度 | 要因 | | |
| Allianz | 0.39 | 2000 | 繰延税金調整額大 | | |
| Allianz | 0.20 | 2001 | 繰延税金調整額大 | | |

への調整が米国基準利益の5%より大きい企業は、1999年から2001年の間に1社もみられなかった。

表12のt検定の結果は、今回は、1999年か

ら2001年における比較指数24の平均値は、0.95と1.0よりも有意に小さくなっている。表13においてみられるように、グレイ等による1994年の繰延税金の平均比較指数は、1.0

表 8 繰延税金の比較指数分布 (米国基準 - 英国基準)

| 重要性 | 比較指数 | 1988 | 1994 |
|---------------------------------------|-------------|------|------|
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の -10%以上の場合 | ≤ 0.90 | 1 | 5 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の -5%から-10%の場合 | 0.91-0.94 | 1 | 2 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の $\pm 5\%$ 以内の場合 | 0.95-1.04 | 12 | 10 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の +5%から+10%の場合 | 1.05-1.09 | 4 | 2 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の +10%以上の場合 | ≥ 1.10 | 4 | 4 |
| 合計 | | 22 | 23 |
| 範囲 (外れ値以外) : 最低指数 | | 0.90 | 0.73 |
| 最高指数 | | 1.43 | 1.34 |

出所 : Weetman, Jones, Adams and Gray (1998), p. 199.

と有意差があるとはいえない。そのため、1988年の平均比較指数 1.06 と今回の平均比較指数 0.95 を比べてみると、中立指数 1.0 より大きい小さいの違いがみられる。すなわち、この場合、利益への影響に関しては、英国基準は米国基準よりも保守的ではなく、IAS は米国基準よりも保守的であるといえる。

また、今回では、2001年の平均比較指数 0.97 が 1.0 と有意差がみられたが、これとグレイ等の 1988年の平均比較指数 1.06 を比べた場合は、米国基準と IAS の相違による影響が米国基準と英国基準の相違による影響よりも小さくなったといえる。

年金/退職後給付に関しては、表 9 と表 10 に、各企業の年金/退職後給付に関する比較指数の分布状況を示した。今回及びグレイ等の両方において、1.0 の中立指数の周辺に比較指数分布の集中がみられた。また、今回については、IAS 利益の調整額が米国基準利益額の 5% より小さい企業が、1999年から 2001年の間に 1社もみられなかった。

表 12 の t 検定の結果、今回は、1999年から 2001年の比較指数 23 の平均値は、1.02 と 1.0 より有意にやや大きいだけといえる。表 13 にみられるように、グレイ等においては、1994年には年金に加え退職後給付に関する調整が加えられ、年金/退職後給付の利益調整企業数は 3 番目に多くなった。しかしながら、1988年の平均比較指数とともに、1994年の比較指数も 1.0 との有意差は認められなかった。

金融商品に関しては、今回においてのみ、相違項目として頻繁に報告された部分的利益調整項目である。各企業の金融商品比較指数の分布状況については、表 11 のように、1.0 の中立指数の周辺に 14 社と比較指数の分布の集中がみられる。また、IAS 利益の調整額が米国企業利益額の 5% より大きい企業が、1999年から 2001年の間には 8 社となっている。

しかしながら、表 12 の t 検定の結果、今回の 1999年・2000年・2001年の各年だけでなく、1999年から 2001年の延べ 25 企業の平均

米国における外国企業に対する調整表開示規制

表9 年金/退職後給付の比較指数分布 (米国基準-IAS)

| 重要性 | 比較指数 | 1999 | 2000 | 2001 | 1999-2001 |
|--------------------------------|-------------|------|------|------|-----------|
| IAS 利益への調整が米国基準利益の-10%以上の場合 | ≤ 0.90 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の-5%から-10%の場合 | 0.91-0.94 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の±5%以内の場合 | 0.95-1.04 | 6 | 5 | 6 | 17 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の+5%から+10%の場合 | 1.05-1.09 | 0 | 2 | 1 | 3 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の+10%以上の場合 | ≥ 1.10 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 合計 | | 7 | 8 | 8 | 23 |
| 範囲：最低指数 | | 0.98 | 0.98 | 0.96 | 0.96 |
| 最高指数 | | 1.16 | 1.11 | 1.11 | 1.16 |

表10 年金/退職後給付の比較指数分布 (米国基準-英国基準)

| 重要性 | 比較指数 | 1988 | 1994 |
|--------------------------------|-------------|------|--------|
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の-10%以上の場合 | ≤ 0.90 | 0 | 3 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の-5%から-10%の場合 | 0.91-0.94 | 1 | 1 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の±5%以内の場合 | 0.95-1.04 | 7 | 8 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の+5%から+10%の場合 | 1.05-1.09 | 1 | 1 |
| 英国基準利益への調整が米国基準利益の+10%以上の場合 | ≥ 1.10 | 1 | 6 |
| 合計 | | 10 | 19 |
| 範囲 (外れ値以外)：最低指数 | | 0.94 | 0.72 |
| 最高指数 | | 1.12 | 1.22 |
| 以下の外れ値は表13の t 検定実施前に除外： | | | |
| 企業名 | 外れ値 | 年度 | 要因 |
| ICI Group plc | 3.07 | 1994 | 年金調整額大 |

出所：Weetman, Jones, Adams and Gray (1998), p. 200.

比較指数についてできえ、両側検定において有意水準5%で1.0との有意差が認められなかった¹⁷⁾。

以上のように、米国基準とIASの相違による利益数値への影響については、今回の1999年から2001年の間の分析結果を、次のようにまとめることができる。

- ① 米国基準とIAS間の利益調整項目として最も頻繁に報告されたのは、暖簾、繰延税金、年金/退職後給付、金融商品であった。その他の項目の中では、ストック・オプションが多くみられた。外貨換算と異常項目については、報告が一つもみられなかった。米国基準とIASの内容が相違する主な点

表11 金融商品の比較指数分布 (米国基準-IAS)

| 重要性 | 比較指数 | 1999 | 2000 | 2001 | 1999-2001 |
|--------------------------------|-----------|------|------|------|-----------|
| IAS 利益への調整が米国基準利益の-10%以上の場合 | ≤0.90 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の-5%から-10%の場合 | 0.91-0.94 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の±5%以内の場合 | 0.95-1.04 | 3 | 5 | 6 | 14 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の+5%から+10%の場合 | 1.05-1.09 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| IAS 利益への調整が米国基準利益の+10%以上の場合 | ≥1.10 | 2 | 2 | 2 | 6 |
| 合計 | | 7 | 9 | 9 | 25 |
| 範囲：最低指数 | | 0.94 | 0.88 | 0.98 | 0.88 |
| 最高指数 | | 1.18 | 1.30 | 1.16 | 1.30 |

表12 平均及び t 検定 (米国基準-IAS)

| 年度 | 企業数 | 平均 | 標準偏差 | 標準誤差 | t 値 | 確率 (p) | 確率 (2p) |
|--------------------------------|-----|------|------|------|------|--------|---------|
| 当期純利益 1999 | 8 | 1.21 | 0.46 | 0.16 | 1.33 | 0.11 | 0.23 |
| 当期純利益 2000 | 8 | 1.21 | 0.27 | 0.10 | 2.14 | *0.03 | 0.07 |
| 当期純利益 2001 | 8 | 1.17 | 0.24 | 0.08 | 1.99 | *0.04 | 0.09 |
| 当期純利益 1999-2001 (部分的利益調整項目) | 24 | 1.20 | 0.32 | 0.07 | 2.98 | *0.00 | *0.01 |
| 暖簾 1999 | 6 | 1.12 | 0.25 | 0.10 | 1.15 | 0.15 | 0.30 |
| 暖簾 2000 | 7 | 1.13 | 0.13 | 0.05 | 2.51 | *0.02 | *0.05 |
| 暖簾 2001 | 8 | 1.06 | 0.20 | 0.07 | 0.92 | 0.19 | 0.39 |
| 暖簾 1999-2001 | 21 | 1.10 | 0.32 | 0.07 | 2.98 | *0.01 | *0.02 |
| 繰延税金 1999 | 8 | 0.93 | 0.10 | 0.03 | 2.17 | *0.03 | 0.07 |
| 繰延税金 2000 | 8 | 0.97 | 0.05 | 0.02 | 1.89 | *0.05 | 0.10 |
| 繰延税金 2001 | 8 | 0.97 | 0.03 | 0.01 | 3.17 | *0.01 | *0.02 |
| 繰延税金 1999-2001 | 24 | 0.95 | 0.07 | 0.01 | 3.44 | *0.00 | *0.00 |
| 年金/退職後給付 1999 | 7 | 1.02 | 0.06 | 0.02 | 0.91 | 0.20 | 0.40 |
| 年金/退職後給付 2000 | 8 | 1.03 | 0.05 | 0.02 | 1.63 | 0.07 | 0.15 |
| 年金/退職後給付 2001 | 8 | 1.02 | 0.05 | 0.02 | 1.34 | 0.11 | 0.22 |
| 年金/退職後給付 1999-2001 | 23 | 1.02 | 0.05 | 0.01 | 2.28 | *0.02 | *0.03 |
| 金融商品 1999 | 7 | 1.05 | 0.09 | 0.03 | 1.48 | 0.09 | 0.19 |
| 金融商品 2000 | 9 | 1.02 | 0.13 | 0.04 | 0.46 | 0.33 | 0.66 |
| 金融商品 2001 | 9 | 1.04 | 0.06 | 0.02 | 1.93 | *0.04 | 0.09 |
| 金融商品 1999-2001 | 25 | 1.03 | 0.09 | 0.02 | 1.84 | *0.04 | 0.08 |

- ・*確率<有意水準 5%
- ・確率 (p) 一側検定 確率 (2p) 一側検定
- ・除外された外れ値に関しては表3・7を参照

米国における外国企業に対する調整表開示規制

表13 平均及びt検定（米国基準－英国基準）

| 年度 | 企業数 | 平均 | 標準偏差 | 標準誤差 | t 値 | 確率 |
|---------------------------|-----|------|------|------|------|-------|
| 当期純利益 1988 | 25 | 1.17 | 0.33 | 0.07 | 2.55 | *0.01 |
| 当期純利益 1994 （部分的利益調整項目） | 23 | 1.25 | 0.47 | 0.10 | 2.61 | *0.01 |
| 暖簾 1988 | 24 | 1.13 | 0.18 | 0.04 | 3.57 | *0.01 |
| 暖簾 1994 | 22 | 1.21 | 0.30 | 0.06 | 3.36 | *0.00 |
| 繰延税金 1988 | 22 | 1.06 | 0.14 | 0.03 | 2.17 | *0.04 |
| 繰延税金 1994 | 23 | 1.00 | 0.13 | 0.03 | 0.11 | 0.91 |
| 年金/退職後給付 1988 | 10 | 1.01 | 0.05 | 0.02 | 0.79 | 0.45 |
| 年金/退職後給付 1994 | 18 | 1.02 | 0.13 | 0.03 | 0.52 | 0.61 |

・*確率<有意水準5%

・当期純利益及び暖簾一片側検定 繰延税金及び年金/退職後給付一両側検定

・除外された外れ値に関しては表4・6・10を参照

出所：Weetman, Jones, Adams and Gray (1998), p. 201 より一部引用。

としては、暖簾とストック・オプションの会計処理の問題があげられる。暖簾の処理に関しては、米国基準では2001年から暖簾の償却を廃止し、減損処理する変更がなされた。ストック・オプションに関しては、IASでは2002年の11月初旬に理論的時価により費用化する案が公表されたが、それまではIASはストック・オプションの会計処理についての規定がみられなかった。

- ② 大部分の企業において、米国基準による当期純利益よりもIASによる当期純利益の方が大きく、10%以上大きい企業が延べ12社となっている。ついで、1.0の中立指数の周辺に8社となっている。IASによる当期純利益が、米国基準による当期純利益よりも有意に大きくなっている。米国基準と英国基準との相違よりも、米国基準とIASの相違による当期純利益への影響の方が小さいといえる。
- ③ 暖簾については、企業は1.0の中立指数の周辺に延べ9社と一番多くなっており、米国基準とIASの相違は利益数値にあまり影響しなかったといえる。IASによる暖

簾に関わる利益への影響は、米国基準よりも有意に大きくなっている。米国基準と英国基準との相違よりも、米国基準とIASの相違による暖簾に関わる利益への影響の方が小さいといえる。

- ④ 繰延税金についても、多くの企業が1.0の中立指数の周辺に集中しており、米国基準とIASの相違は利益数値にあまり影響しなかったといえる。IASによる繰延税金に関わる利益への影響は、米国基準よりも有意に小さくなっており、より保守的となっている。繰延税金に関わる英国基準による利益は、米国基準による利益より大きく、米国基準によるより保守的でないといえる。
- ⑤ 年金/退職後給付についても、多くの企業が1.0の中立指数の周辺に集中しており、米国基準とIASの相違は利益数値にあまり影響しなかったといえる。IASによる年金/退職後給付に関わる利益への影響は、米国基準よりも有意にやや大きいだけであり、米国基準による利益とIASによる利益の相違は非常に小さいといえる。米国基準

と英国基準による年金/退職後給付に関わる利益への影響に関しては、有意差が認められなかった。

- ⑥ 金融商品は、今回においてのみ頻繁に報告された部分的利益調整項目であり、企業は 1.0 の中立指数の周辺に 14 社と集中していた。しかし、米国基準と IAS による金融商品に関わる利益への影響に関しては、今回、有意差は認められなかった。

4. 今後の展望

以上みてきたように、米国において、外国企業に対して米国基準に基づく財務諸表の作成・開示が要求されるようになったのは 1982 年以降のことであり、その歴史は決して長いものではない。また、現在までに、外国企業に対するいくつかの規制の緩和が図られ、IAS についても部分的に容認が図られている。外国企業に対する開示規制の内容はかなり変化してきており、米国基準適用の厳格さはかなり薄らいできているといえる。

さらに、これまでは、米国内の主要な代表機関は IAS 受入れに対して慎重な姿勢を示してきたが、ここに来て、一転して FASB が米国基準と IAS の統一に傾いた。FASB と国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) は、2002 年 9 月に FASB の本部 コネティカット州 ノーウォークで開催された合同会議で、国内・国外双方向けの財務報告に適用される会計基準の質の高い収斂を目指して、米国基準と IAS の将来の統一に向けて「覚書—ノーウォーク合意」を交換したことを、2002 年 10 月に公表した¹⁸⁾。この背景には、エンロン事件等を契機に、会計不信一掃のため従来の細則主義から

IAS 型の原則主義へと基準設定方針の転換を進めている米国の動きがあると考えられる。

この公表に対しては、EU の欧州委員会 (European Commission) や SEC も強力な支持と歓迎の意を表明した。覚書は EU が 2005 年に域内の上場企業に IAS を採用させる準備を進めていることを意識し、一部の金融商品や研究開発費など短期的に統一が可能な領域について、2003 年中にも統一案をまとめるとした¹⁹⁾。他方、収益認識や業績報告等については、中長期的な統一を目指して、協調して取り組む意向を明らかにした。

2003 年 12 月には、FASB は、米国基準と IAS の差異を減らす第一段階として 4 つの公開草案を公表している。これらの公開草案は、会計方針の変更、一株当たり利益、非金銭取引、棚卸資産に関するものである。このような作業が順調に進んでいけば、今後、米国において外国企業による IAS 採用を受入れる可能性は非常に高いといえる。

米国基準と IAS の相違による利益数値への影響についての分析においては、各企業の諸比較指数の分布状況からすると、米国基準による利益と IAS による利益の間には投資意思決定に影響するような重要な相違は概してみられなかった。また、米国基準と IAS の相違による利益数値への影響は、米国基準と英国基準の相違による影響よりも小さいものである。この分析結果を踏まえても、今後米国では、外国企業の開示に対して、調整表の要件なしに全面的に IAS を受入れていく方向にやはり動いていくことになると考えられる。すでに、世界中の多くの国々で、外国企業の開示に対して調整要件なしに IAS が受入れられている (33ヶ国・1市場)²⁰⁾。

米国における外国企業に対する調整表開示規制

一方、わが国においてはこれまで、外国企業に対して、基本的には企業本国での上場を使用している本国基準による財務諸表である場合、または日本及び企業本国以外の第三国での上場を使用している第三国基準による財務諸表である場合、公益または投資者保護の観点から特段の問題がなければ、日本基準以外の会計基準による財務諸表であってもその開示を認めてきた。これらの条件はIASに対しても適用され、現在の規制の枠内でも、日本市場における外国企業によるIAS使用は受入れられているといえる²¹⁾。

それに対して、日本市場における日本企業によるIAS使用に関しては、米国で上場している日本企業についてはすでに日本市場でも米国基準による財務諸表が認められているように、EUで上場している日本企業が作成したIASによる財務諸表を日本市場でも受入れられるかどうかが当面の問題となる。これは、EUがIASを採用する2005年以降、日本企業がEU市場においてこれまでのように日本基準を使用できなくなる恐れが出てきたためであり²²⁾、金融庁も2004年になってこの問題の検討に乗り出している。今後、米国においても、外国企業開示規制に対してIASが受入れられる可能性が考えられるため、米国基準による場合と同様に日本企業のIASによる財務諸表も認めるか否か、わが国においても判断が必要となるだろう。

注

1) 1993年の165社のうち、米国預託証券(American Depositary Receipt: ADR)発行企業は134社、2003年の467社のうち、ADR発行企業は351社となっている。

- 2) MJDSは、米国・カナダ両国の証券市場及び企業活動の活性化を図るため、1991年にSECによって承認された。
- 3) トヨタ自動車は、2003年度決算から作成基準を米国基準に統一する。
- 4) ダイムラー・ベンツ社が、1993年に、米国市場で公表した利益数値と本国におけるドイツ基準による利益数値とが大きく異なり、投資者の混乱を招くとともに市場から厳しい批判を受けた事例は記憶に新しいところである(現在は米国基準に統一)。
- 5) 例示された調整表は、以下のようである。

| | |
|------------------|----------|
| 財務諸表に記載された当期純利益 | ……… XXX |
| (本国基準) | |
| 報告利益に増加の影響を及ぼす項目 | |
| 項目 1 | ……… XXX |
| 項目 2 | ……… XXX |
| 報告利益に減少の影響を及ぼす項目 | |
| 項目 1 | ………(XXX) |
| 項目 2 | ………(XXX) |
| 米国基準による当期純利益 | ……… XXX |

- * 第18項においてのみ、米国基準で規定する全ての情報を完全開示
- 6) Concept Releaseに寄せられたコメント・レターにおける意見は、以下のようである。
調整表作成・開示要件の存続肯定意見：
 米国会計学会(AAA)・財務会計基準審議会(FASB)・財務会計財団(FAF)
調整表作成・開示要件の存続否定意見：
 投資管理調査協会(AIMR)
 - 7) Gray(1980)では、Index of Conservatismとなっている。
 - 8) Weetman, Jones, Adams and Gray(1998)では、Index of ConservatismはIndex of Comparabilityと変更された。この研究は、グレイによる指数を用いて会計基準の相違による利益数値への影響について分析を行っているため、以下ここではこの研究をグレイ等の研究という。
 - 9) グレイによる指数は、Cooke(1993), Hellman(1993), Norton(1995)等による研究においても

使われている。

10) 調整利益とは、企業本国の会計基準によって報告された報告利益に対して、それ以外の会計基準に準拠して調整された利益のことをいう。

11) 調整では、例えば以下のように当期純利益だけでなく、繰延税金、暖簾償却等といった項目別にも調整利益が示され、それらは部分的調整利益と呼ばれる。

(単位：百万ポンド)

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 英国基準による利益 | 120 |
| 米国基準への調整： | |
| 繰延税金 | -15 |
| 暖簾償却 | -5 |
| | ——— |
| 米国基準による調整利益 | 100 |
| 総合比較指数 | $1 - \frac{(100-120)}{100} = 1.2$ |
| 繰延税金の部分比較指数 | $1 - \frac{-15}{100} = 1.15$ |
| 暖簾の部分比較指数 | $1 - \frac{-5}{100} = 1.05$ |

12) グレイ等の分析対象の英国企業は、Attwoods plc, Barclays Bank plc, BET plc, BOC Group plc, British Airways plc, British Gas plc, British Petroleum plc, British Steel plc, British Telecommunications plc, Cadbury Schweppes plc, Carlton Communications plc, English China Clays plc, Glaxo Holdings plc, Hanson plc, ICI Group plc, Midland Bank plc, National Westminster Bank plc, National Westminster Bank plc, NFC plc, Reuters Holdings plc, Signet Group plc, The Royal Bank of Scotland plc, Tomkins plc, United News and Media plc, Waterford Wedgwood plc, WPP Group plc となっている。

13) 今回の分析対象企業は、フィンランドの Nokia Group, ドイツの Allianz AG Holding, Altana AG, Bayer AG, Schering AG, ベルギーの Credicorp, スイスの Novartis, Swisscom, UBS AG となっている。

14) 今回の調査においても分析対象企業数が限定されるため、各平均比較指数について t 検定を実施

し、中立比較指数 1.0 との差の有意性について示した (表 12 参照)。

15) グレイ等の分析では、表 13 で示したように、当期純利益の検定については片側検定をとっている。そこで、今回、片側検定において有意であった米国基準-IAS の 2000 年の平均値 1.21 と米国基準-IAS の 2001 年の平均値 1.17 とを比べてみると、米国基準と IAS の相違による影響は若干ではあるが減少してきているといえる。

16) グレイ等の分析においては、表 13 にみられるように、暖簾の検定については片側検定をとっている。したがって、米国基準-英国基準の 1994 年の最新平均値 1.21 と米国基準-IAS の 2000 年の平均値 1.13 とを比べてみても、米国基準と英国基準の相違よりも米国基準と IAS の相違による影響の方が小さいといえる。

17) 片側検定の場合においてのみ、2001 年の平均比較指数 1.04 と 1999 年から 2001 年の間の平均比較指数 1.03 に、1.0 との有意差がみられた。

18) ノーウォーク合意では、IAS ではなく国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) が用いられており、IFRS は IAS を含むとされている。従来、IASC が公表してきた会計基準は IAS と呼ばれているが、IASB が今後公表する会計基準は、IFRS と呼称することになっている。

19) 2004 年 3 月に、IASB は、IFRS 第 5 号「売却予定の非流動資産と廃止事業 (Non-Current Assets Held for Sale and Discontinued Operations)」を公表した。この基準は、IASB と FASB との短期統合化プロジェクトの成果として最初に出された基準となる。

20) 外国企業に対する IAS 容認状況は、以下のようである (2000 年 7 月現在)。

米国における外国企業に対する調整表開示規制

| | | |
|---------------------------|--|--|
| IAS 容認国 49ヶ国 2市場 | 調整要件無 | オーストラリア, バングラディシュ, ベルギー, ケイマン諸島, 中国, クロアチア, キプロス, チェコ, エジプト, エストニア, ヨーロッパ(EASDAQ), ドイツ, ハンガリー, イタリア, ラトビア, リトアニア, マケドニア, マレーシア, マルタ, オランダ, ニュージーランド, ノルウェー, パキスタン, シンガポール, スロバキア, スロベニア, 南アフリカ, スウェーデン, スイス, タンザニア, タイ, トルコ, ウクライナ, 英国 〈33ヶ国・1市場〉 |
| | 調整要件有 | アルゼンチン, カナダ(モントリオール), 香港, ヨルダン, 韓国, ポーランド, 米国 〈6ヶ国・1市場〉 *カナダはケベック法準拠のモントリオール証券取引所のみ。 |
| | その他 | オーストリア, デンマーク, フィンランド, フランス, 日本, ルクセンブルグ, ベルギー, スペイン, スリランカ, ジンバウエ 〈10ヶ国〉 *その他の条件がついている場合と, IASを自国基準として採用している場合(スリランカ, ジンバウエ)。 |
| IAS非容認国 13ヶ国 | ブラジル, カナダ, チリ, インドネシア, イラン, イスラエル, ジャマイカ, カザフスタン, キルギスタン, メキシコ, ルーマニア, 台湾, ウズベキスタン | |

・EASDAQ: European Association of Securities Dealers Automated Quotation Exchange
出所: <http://www.iasb.org.uk> より作成

21) 企業会計審議会(2004)においても, この従来
の考え方を原則として維持していくことが提案さ
れている。

22) EUは, 発行開示を規制する「目論見書指令
(Prospectus Directive)」を2003年7月に採択
し, 継続開示を規制する「透明性指令(Transpar-
ency Directive)」を今後採択することとしてい
る。両指令では, 日本基準を含むEU域外企業に
対しても, EU市場での上場に際しての財務諸表
の作成基準として, 「IFRSまたはIFRSと同等と
認められる会計基準」に拠るべきことを求めている。

参考文献

青木浩子(2000)『国際証券取引と開示規制』東京大
学出版, 200-222頁。
加藤厚(2000)『新会計基準の完全解説—IOSCOの影
響と更なる制度改革の方向』中央経済社, 1-29
頁。
荻川和枝(2004)「米国における外国企業開示規制の

発展」『名古屋外国語大学国際経営学部紀要』第
13・14合併号, 117-138頁。

企業会計審議会(2004)「国際会計基準に関する我が
国の制度上の対応について(論点整理)」。

企業財務制度研究会(2001)『わが国企業の国際的基
準による財務諸表の開示について』企業財務制
度研究会, 25-61頁。

経済産業省(2004)「企業会計の国際対応に関する研
究会中間報告」。

杉本徳栄(1998)「SEC調整表開示規制の展開」『産
業経理』第58巻第3号, 34-44頁。

——(2001)「SECによるIASCコア・スタン
ダードの評価(2・完)」『企業会計』第53巻第
3号, 97-111頁。

西崎朱美(2000)「国際会計基準の受入れに係るSEC
の動向について」『COFRIジャーナル』第39号,
115-121頁。

港監査法人編(1987)『アメリカの証券市場・資金調
達』中央経済社, 1-157頁。

盛田良久(1987)『アメリカ証取法会計』中央経済社,
2-68頁。

- AAA (Financial Accounting Standards Committee of the AAA) (2000), *Comments on SEC Concept Release: International Accounting Standards*.
- AICPA (2000), *Comments on SEC Concept Release: International Accounting Standards*.
- AIMR (Global Financial Reporting Advocacy Committee) (2000), *Comments on SEC Concept Release: International Accounting Standards*.
- Choi, F. D. S., C. A. Frost and G. K. Meek (2001), *International Accounting*, Fourth Edition, Prentice Hall, pp. 65-117, 145-206, 291-343.
- Cooke, T. E. (1993), "The impact of accounting principles on profits: the US versus Japan," *Accounting and Business Research*, Vol. 23 (Autumn), pp. 460-476.
- FASB (2000), *Comments on SEC Concept Release: International Accounting Standards*.
- FASB and FAF (2000), *Additional Comments on SEC Concept Release: International Accounting Standards*.
- Gray, S. J. (1980), "The Impact of International Accounting Differences from a Security-Analysis Perspective; Some European Evidence," *Journal of Accounting Research*, Vol. 18 No. 1 Spring, pp. 64-76.
- Hellman, N. (1993), "A Comparative Analysis of the Impact of Accounting Differences and Return on Equity," *European Accounting Review*, Vol. 3, pp. 495-530.
- IOSCO (1998), *International Disclosure Standards for Cross-Border Offerings and Initial Listings by Foreign Issuers*.
- (2000), *IOSCO Press Release IASC Standards*.
- Norton, J. (1995), "The Impact of Accounting Practices on the Measurement of Profit and Equity: Australia versus the United States," *Abacus*, Vol. 3 No. 3, pp. 178-200.
- Radebaugh, L. G. and S. J. Gray (2002), *International Accounting and Multinational Enterprises*, Fifth Edition, John Wiley & Sons, Inc, pp. 71-161.
- SEC (1976), Securities Exchange Act of 1934 Release No. 13056, *Means of Improving Disclosure by Certain Foreign Private Issuers*.
- (1981), Securities Act of 1933 Release No. 33-6360, *Integrated Disclosure Systems for Foreign Private Issuers*.
- (1999), Release Nos. 33-7637; 34-41014; International Series Release No. 1182, *International Disclosure Standards*.
- (1999), Release Nos. 33-7745; 34-41936; International Series Release No. 1205, *International Disclosure Standards*.
- (1997), *Report on Promoting Global Pre-eminence of American Securities Markets, Pursuant to Section 509 (5) of the National Securities Markets Improvement Act of 1996*.
- (2000), Release Nos. 33-7801; 34-42430; International Series Release No. 1215, *International Accounting Standards*.
- Weetman, P., E. A. E. Jones, C. A. Adams and S. J. Gray (1998), "Profit Measurement and UK Accounting Standards: A Case of Increasing Disharmony in Relation to US GAAP and IASs," *Accounting and Business Research*, Vol. 28 No. 3 Summer, pp. 189-208.
- (名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程)